

# 桑名市建設工事等電子入札取扱要領

平成 22 年 10 月 1 日施行

平成 23 年 4 月 1 日改正

平成 25 年 4 月 1 日改正

平成 26 年 10 月 1 日改正

## 1 総則

本要領は、桑名市（上下水道部含む。以下同じ。）が桑名市電子入札システムを使用して入札を行うに際し、これを円滑かつ的確に実施するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 適用範囲

本要領は、あらかじめ桑名市が公表する建設工事、維持業務委託及び測量・建設コンサルタント等業務委託のうち、電子入札で執行するものとして指定する案件に適用する。

## 3 用語の定義

本要領において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

### (1) 桑名市電子入札システム（以下「システム」という。）

桑名市が発注する入札案件の入札執行から落札者決定までの事務を処理するための情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理の体系をいう。）

### (2) 入札情報公開システム（以下「P P I」という。）

桑名市が発注する入札案件情報、開札結果等を電子的に公開するシステム

### (3) 電子入札

システムにより執行する入札及び開札

### (4) 紙入札

電子入札によらない、紙媒体により執行する入札及び開札

### (5) I C カード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子入札用 I C カード

## 4 入札参加者の I C カードの取扱い

### 4-1 電子入札に使用できる I C カード

桑名市の電子入札に参加できる者は、桑名市の入札参加資格を有する者のうち、システムに I C カードの利用者登録が完了している者とする。

### 4-2 I C カードの名義

I C カードの名義は次のいずれかであること。

#### (1) 個人の場合にあつては本人、法人の場合にあつては当該法人の代表者（以下「代表者」という。）

#### (2) 代表者から、入札・見積契約に関する権限について委任を受けている者（以下「受任者」という。）

### 4-3 登録事項の変更

入札参加者が利用者登録を行った I C カードの連絡先情報（連絡先住所、電話番号、メールアドレス等）に変更が生じた場合には、直ちにシステムにより利用者登録情報の変更を行わなければならない

い。

#### 4-4 ICカードが失効した場合の取扱い

システムに利用者登録したICカードの企業名称又は名義人等の情報に変更があった場合等により失効した場合は、当該ICカードによる電子入札への参加を認めない。ただし、入札参加資格審査申請書の変更の届出日から2箇月以内であって、かつ、ICカード使用届出書を提出したときは、この限りでない。なお、当該企業において登録している他の有効なICカードを用いて、電子入札に参加することは可能である。

#### 4-5 権限のない者のICカードが使用された場合の取扱い

入札及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札書は、無効とする。

#### 4-6 特定建設工事共同企業体の取扱い

特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）が電子入札案件に参加する場合にあっては、特定JVの代表者が単体企業として利用者登録済みのICカードを使用するものとする。

### 5 不正行為

入札参加者がICカード、ユーザID、パスワードの不正使用、虚偽の入札書の提出など、不正な行為により入札を行った場合、その他システムの不適切な使用を行った場合は、桑名市請負工事入札参加者指名停止基準に基づき指名停止等の措置を行うものとする。

#### 5-1 不正行為があった場合の取扱い

入札参加者がICカードを不正使用した場合は、当該入札参加者に対して次のような取扱いができるものとする。

- (1) 開札までに不正使用等が判明した場合は入札を無効とする。
- (2) 開札後、落札決定前までに不正使用等が判明した場合は、落札候補決定取消とする。
- (3) 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合は、落札決定取消とする。
- (4) 契約締結後に不正使用等が判明した場合は契約解除とする。

### 6 システム障害について

#### 6-1 桑名市等のシステム障害

システムのサーバ、ネットワーク及び関係機器・施設等、もしくは桑名市のネットワーク及び関係機器・施設等の障害により、入札、開札業務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入札又は開札業務の延期、紙入札への移行などの処置を行うこととする。

この場合は、システム以外の方法（桑名市ホームページ、電話、ファックス等）により入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

#### 6-2 桑名市等のシステム以外の障害について

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により入札参加者がシステムによる入札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、必要があれば入札、開札業務の延期、紙入札への移行などの処置を行うことができる。この場合、システム以外の確実な連絡方法（桑名市ホームページ、電話、ファックス等）により入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

### 7 紙入札の取扱い

電子入札案件は、システムで処理することとし、原則として紙入札は認めないものとする。

## 7-1 紙入札による入札承認の基準

桑名市は、入札参加者から、紙入札方式参加承認申請書が提出されたときは、次に該当する場合には限り紙入札を承認するものとする。

- (1) ICカードの名義人等、電子証明書記載事項の変更によりその効力を喪失した場合（失効）でICカード再発行の申請予定又は申請中であるとき。
- (2) 暗証番号の誤入力によりその使用が停止された場合（閉塞）又は破損等により使用できなくなった場合でICカード再発行の申請中であるとき
- (3) 企業合併・分割・営業譲渡によりICカードの再取得が間に合わない場合
- (4) システムを利用するパソコンの故障により入札書の提出ができない場合
- (5) 天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害によりシステムが使用できない場合
- (6) その他紙入札を行うことがやむを得ないと市長が特に認めた場合

## 7-2 紙入札者に対する取扱い

7-1により紙入札による参加を承認された入札参加者は、当該入札に対してその後の電子入札への移行は認めない。ただし、既に実施済みのシステムによる書類の送受信は有効なものとして取扱い、別途手続を要しないものとする。

紙入札者における各種締切日時は、電子入札の各種締切日時と同一とする。

紙入札者に対してシステムによる通知は行わないものとする。

紙入札方式参加承認申請書を提出せずに行った紙入札は無効とする。

## 8 入札案件の登録

### 8-1 各受付期間等の設定

桑名市がシステムに入札案件を登録する場合は、以下に示す基準により各受付期間等の時間設定を行うこととする。

- (1) 入札書等の受付開始及び締切日時は、公告等の際に記載するものとし、終了日時以降はシステムによる受付はできないものとする。
- (2) 受付された入札書の開札日時は、公告等の際に記載するものとする。

### 8-2 公告日以降の入札案件情報の修正

公告日以降において、入札案件情報について修正する必要がある場合は、桑名市は登録情報の訂正を速やかに行い、当該案件の入札参加者に対し、システム又は桑名市ホームページ等を使用して周知するものとする。

ただし、桑名市が修正困難と判断した場合は、当該案件の入札を延期又は中止ができるものとし、既に入札書等を提出済の者がいる場合は、その旨を連絡するとともにシステム又は桑名市ホームページ等により周知するものとする。

## 9 入札書等の提出

入札参加者は、システムの入札書受付締切日時までにシステムのサーバに到達するように入札書及び積算内訳書の提出を行わなければならない。

ただし、7-1の規定により紙入札を行う者は、入札書に必要事項をすべて記入し、積算内訳書と

共に封筒に入れて封かんしたものを入札書提出期限までに提出するものとする。

#### **9-1 入札書の提出**

入札書は、入札金額、くじ入力番号、その他必要な事項を入力し、提出するものとする。

#### **9-2 積算内訳書の提出**

入札書に添付する積算内訳書は、入札公告に添付されている積算内訳書を使用するものとする。提出にあたっては、原則として電子ファイルとして作成し、システムの添付機能を使用して提出するものとする。

#### **9-3 添付書類の電子ファイルの形式**

桑名市が、入札参加者に対しシステムにより電子ファイルの提出を求める場合は、入札参加者は、次の形式により電子ファイルを作成するものとする。

- (1) Excel形式
- (2) Word形式
- (3) PDF形式

電子ファイルの圧縮を認める場合は、公告において別途圧縮形式を指定するものとする。

#### **9-4 システムによらない関係書類の提出方法**

桑名市は、次に示す場合については、システムによる提出ではなく、紙媒体の持参による提出を求めることができるものとする。

- (1) 桑名市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱に定める事後審査型条件付一般競争入札資格要件確認書類を提出させる場合
- (2) 入札参加者が提出する電子ファイルの容量により、システムへの登録が困難な場合
- (3) 提出する書類の特性上電子化に適さないもの、案件の内容により、システムによる提出が困難又は適当でないと認められる場合

#### **9-5 ウイルスの感染**

本要領によりファイルを作成し、添付する際には、必ず事前にウイルスチェックを行わなければならない。

提出された電子ファイルがウイルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、情報セキュリティ管理者に報告するとともに、当該電子ファイルを提出した入札参加者と再提出の方法を協議することとする。

### **10 入札説明書・案件内容に対する質問回答**

#### **10-1 質問**

入札参加者からの入札案件に関する質問は、システムによらないものとし、桑名市が指定する様式により紙媒体で提出させるものとする。

#### **10-2 回答**

10-1により受け付けた入札参加者からの質問に対する回答は、公告において示した日にP P Iに公開するものとする。

#### **10-3 入札の辞退**

次に示す場合においては、開札までにシステムにより辞退届を提出しなければならない。

- (1) 事後審査型条件付一般競争入札において入札書の提出後に入札を辞退する場合

- (2) 事後審査型条件付一般競争入札において入札書の提出前に入札参加資格審査申請書の提出を求めた場合であって、当該申請書の提出後に入札を辞退する場合
- (3) 指名競争入札において入札書の提出を辞退する場合

ただし、システム障害等のやむを得ない事由によりシステムによる辞退ができない場合は、開札日前日までに桑名市で定める辞退届を提出することにより辞退できるものとする。

## 1 1 開札

桑名市は、開札予定日時にシステムにより速やかに開札を行うものとする。

なお、紙入札により提出された入札書がある場合は、開札予定日時に立会人のもとで入札執行職員が入札書を開封してその内容をシステムに登録後、電子入札書を開札するものとする。

また、積算内訳書の提出を求めた場合は、開札後に確認を行うものとする。

### 1 1 - 1 開札立会人の選任

発注者は、開札に先立ち、入札事務に関係の無い職員の中から開札立会人を選任しなければならない。

入札参加者が立会いを希望する場合は、開札日の前日までに電話で契約監理課へ申込みを行った場合に限り立ち会うことができるものとする。

### 1 1 - 2 くじの実施について

電子入札案件におけるくじ方法は、システムを利用した電子くじとする。

なお、電子くじを使用する電子入札案件において紙入札方式による参加者がある場合は、あらかじめ当該参加者が入札書に記載した「くじ入力番号」をシステムに登録して電子くじを実施するものとする。その際、「くじ入力番号」の記載が無い場合は「000」として取扱う。

### 1 1 - 3 電子くじの方法

電子くじの実施方法については次のとおりとする。

- (1) 入札書提出時、応札者は任意の3桁のくじ入力番号を指定する。
- (2) 入力されたくじ入力番号とシステムで自動設定する乱数（数字3桁）を合計し、その下3桁をくじ番号とする。
- (3) 電子くじ対象者を抽出し、その中から入札書の到着順に0、1、2と順に番号を割りあてる。その際、紙入札による参加者がある場合は、電子入札による参加者の後に番号を割り当てるものとし、乱数発行に用いる入札書の提出日時はシステムへの登録日時とする。
- (4) 次の数式で得られた余りの整数を当選番号とする。  
くじ対象応札者のくじ番号（上記(2)）の和 ÷ くじ対象応札者数
- (5) (3)で割り当てた番号と(4)で求めた余り（＝当選番号）が一致した応札者が落札候補者となる。

### 1 1 - 4 入札書未提出の取扱い

入札参加資格審査申請書を事前に提出した場合又は指名競争入札において、入札書提出締切予定日時までに入札書がシステムに未到着の場合は、当該参加者の入札は辞退したものとみなす。

### 1 1 - 5 開札の中止について

開札を中止する場合は、システムその他適当な手段により当該案件に入札書を提出している参加者全員に開札を中止する旨を通知するとともに、システムに結果を登録するものとする。

また、P P Iにもその旨を公表するものとする。

## 12 P P Iの取扱い

P P Iにおける情報の公開については、電子入札案件であるか否かを問わず、全ての案件の入札公告、入札結果の公表を行うものとする。

入札公告における設計図書についてはP P Iに掲載して公開することとし、P P Iへの掲載容量範囲を超える場合や電子データが整っていない等の理由でP P Iに掲載できない場合は、その取得方法について公告に明記するものとする。

## 13 入札参加者の責任範囲

電子入札において、入札書及び積算内訳書等は、システムに記録された時点で提出されたものとみなす。

入札書及び積算内訳書等の提出を行った際は、必ず受信確認通知の表示を確認するものとし、必要に応じて印刷等を行うものとする。

## 14 準用

前項までの規定は、電子入札による指名競争入札を行う場合においても準用する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以降において公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以降において公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行し、同日以降において公告を行うものから適用する。